

特別保証規程

第一章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第一項 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときには、本章から第四章までの規定により、旅行者又はその相続人へ死亡補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2. 前項の傷害には、身体外側から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸い、吸収又は摂取したときに急速に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性中毒は含みません。

(用語の定義)

第二項 及びこの規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二条第一項及び受注型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。

2. この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を終了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時は、離脱の時から復帰の予定の時まで「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」といしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが搭乗できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

3. 前項の「サービスの提供を受けることを終了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受けた場合は、その受け完了時

二 前号の受けが行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが搭乗できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第二章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合—その一)

第三項 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

二 死亡補償金を受取けるべき事故。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についても、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は鬭争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

四 旅行者の法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

五 旅行者の故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。

七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合では、この限りではありません。

八 旅行者の病の執行又はお世話をしくは、心身に生じた事故。

九 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数者の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

十 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射能、爆発性その他の有害な特性又はこれら特性による事故

十一 前二項の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

十二 第一項以外の放射線照射又は放射能汚染

2. 当社は、原因のいかんを問わず、頸部疾患群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合—その二)

第四項 当社は、国内旅行の目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合—その三)

第五項 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が、当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれる場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が該当旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

一 旅行者が別表第一に定める運動を行っている間に生じた傷害

二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、航空運送事業者が路線を定めて運送する航空機（定期便であると不定期便であると聞こえます。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合—その四)

第六項 当社は、旅行者が第一項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千五百万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては五千百万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第七項 当社は、旅行者が第一項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものになります。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2. 前項の規定にかわらず、旅行者が他の診断にに基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3. 別表第二の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の一（三）、一（四）、二（三）、二（四）及び五（二）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4. 同一事故により二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前項三項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、同一事故により二種以上の後遺障害補償金は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。

5. 前項各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第八項 当社は、旅行者が第一項の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができないなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき。四十万円

ロ 入院日数九十日以上百六十日未満の傷害を被ったとき。二十万円

ハ 入院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき。十五万円

ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。二万円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき。二十万円

ロ 入院日数九十日以上百六十日未満の傷害を被ったとき。十万円

ハ 入院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき。五万円

ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。二万円

2. 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号の通りに准じて入院見舞金及び死亡補償金又は入院見舞金と死亡補償金を重ねて支払うべき場合

イ 入院日数九十日以上百六十日未満の傷害を被ったとき。五万円

ロ 入院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき。二万円

ハ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。一万円

(通院見舞金の支払い)

第九項 当社は、旅行者が第一項の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができないなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九十日以上の傷害を被ったとき。十万円

ロ 通院日数六十日以上一百六十日未満の傷害を被ったとき。五万円

ハ 通院日数三十日以上七日未満の傷害を被ったとき。二万五千円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九十日以上の傷害を被ったとき。五万円

ロ 通院日数六十日以上一百六十日未満の傷害を被ったとき。二万五千円

ハ 通院日数三十日以上七日未満の傷害を被ったとき。一万円

特別保証規程

2. 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3. 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4. 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5. 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則)

第十項 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となった場合は、前項の規定にかわらず、次の各号に掲げる見舞金のういすか金額の大きいもの（同額の場合には、第一号に掲げるものの）のみを支払います。

一 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金

二 当該通院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のもの）に当該入院日数を加えた日数を通院見舞金

三 旅行者が死亡したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

四 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

五 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

六 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

七 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

八 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

九 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十一 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十二 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十三 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十四 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十五 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき通院見舞金

十六 旅行者が離脱したとした上で、当該入院見舞金と後遺障害補償金を